

欧州統合史への経済史的アプローチ—統合初期における経済統合と国民経済
問題提起—社会経済史的統合史研究の現状と課題

廣田 功(帝京大学)

社会経済史的方法に基づくヨーロッパ統合史研究が、近年、注目すべき成果を生みだしている。この方法は、先ず、イギリスの統合史家ミルワードによって提唱された。彼は第二次大戦後実現される統合の本質を「国民国家の救済」と捉え、「連邦主義の神話」から解放されて、国民(経済)的利益と統合の両立を指摘した。その後、彼の方法を継承した実証研究が相次ぎ、全体として、ヨーロッパ諸国家の戦後再建過程の諸課題(経済近代化・福祉国家など)と結びつけ、加盟国の国益からヨーロッパ統合政策を把握する視点が確立した。

他方、1920年代末にアナル派の影響を受けて誕生したフランス国際関係史学の土壌の上で、ビュシエールに率いられた経済史家の研究グループは、財界を初めとするエリート層における「ヨーロッパ・アイデンティティー」の形成を跡付けた。その研究によって、第2次大戦前の時期が統合史の中に明確に位置づけられると同時に、ミルワード学派の「国家中心史観」では看過されたエリート層やトランスナショナルな次元の重要性に光が当てられた。また、統合の全史を貫いて、「自由な競争＝市場を基盤とする方法」と「管理された競争と組織された市場をめざす契約的方法」という「2つの哲学」が対立したことも指摘された。しかしエリート層が現実の政策決定にどのような具体的影響を与えたか、あるいは共通政策の形成や共同市場の運営に際して、これら2つの方法が具体的にどのように対立したかは、いずれも十分解明されていない。

また、ごく最近の実証研究は、欧州機関で代表される「国益」が決して一枚岩ではなく、省庁によって立場が異なったことを示している。これはミルワード学派が想定する「国益」の一体性に再検討を迫っている。また、個別産業、個別企業の統合観まで踏み込めば、ビュシエール・グループが想定する「2つの哲学」の線引きは、複雑かつ曖昧となる。

このような研究史の現状を踏まえれば、経済史的統合史研究の現在の課題の一つは、統合の進展過程が個別の産業・企業の活動に実際にいかなる変化をもたらしたか、その過程で「国益」と統合(共同体益)の関係は現実にはどのような関係を示したか、あるいは共通政策の制度化およびその運営の過程で、国益と統合(共同体益)はどのような関係にあり、個別の産業・企業の利害はこの過程にどのように対応したかを実証的に明らかにすることであろう。これらの課題の追求は、一国史的枠組みと共同体史的枠組みのそれぞれの限界を越える新たな方法を要求するであろう。

1 フランス石炭産業とヨーロッパ石炭鉄鋼共同体——ヨーロッパ統合とエネルギー政策
石山幸彦(横浜国立大学)

第2次大戦終戦後のフランスにおいては、製造業や金融業など様々な産業部門において国有化が断行され、数多くの国有企業が誕生した。なかでも、エネルギー産業においては、フランス石炭公社、フランス電力、フランスガス公社、ローヌ国有会社などの国有企業が

設立され、政府の管理下でエネルギーの生産と供給が実施された。したがって、戦後の経済再建の基盤となるエネルギー産業については、フランス政府が直接的に経営に関与したのである。なかでも石炭産業については、終戦前の1944年秋にはアヴェロン(Aveyron)、タルヌ(Tarn)やガール(Gard)などの炭鉱が政府の管理下に置かれていた。さらに、戦災によって国家の介入なしには再生が見込めない炭鉱も存在した。そうした事情もあって、戦後には政府が全国の石炭会社を買収し、国有化によって同産業を再建する方法が選択されたのである。

さらに、フランス政府は1946年に計画庁を設置し、経済再建のための経済計画の作成にも着手した。そこで立案された第1次近代化設備計画、通称モネ・プランは1947年から実施され、石炭産業は重点産業のひとつとして位置づけられて、必要な資金や物資が優先的に割り当てられた。その後の第2次計画以降も経済計画は継続され、石炭などエネルギー産業は経済計画に基づいて近代化が図られたのである。

こうした状況下で、1952年にヨーロッパ石炭鉄鋼共同体が発足し、翌年には同共同体によって石炭共同市場も開設された。その結成条約では、加盟諸国の石炭、鉄鋼業の行政管理権が加盟国政府から共同体の「最高機関」(Haute Autorité)に移譲されることが、規定されていた。すなわち、フランス石炭産業は、共同体の管理下に置かれることになったのである。だが、その一方で、国有企業であるフランス石炭公社1社がフランスの石炭採掘をほぼ独占し、同国の経済計画に沿って操業する錯綜した状況が出現したのである。

この共同体は、発足後からエネルギーの安定供給をめざして、加盟諸国の石炭産業の近代化を促進し、域外からの石炭輸入を確保する方策も試みていた。だが、1958年から1960年には石炭は供給過剰状態に陥り、石炭危機が発生した。その際に最高機関は、石炭の生産割当と輸入制限を提案したが、閣僚理事会はそれを認めず、共同体としての対応は見送られた。その結果、加盟国政府はそれぞれ独自の対応策を実施している。フランスにおいても当時の経営環境の悪化に対して政府が独自に対応したが、同政府は厳格な輸入制限を実施せず、石炭価格を抑制したために、フランス石炭公社は赤字幅を拡大した。

だが、1960年代に入り石炭から石油への主要エネルギー源の転換が顕著になると、ガスや電力など他のエネルギーも含めたヨーロッパ・レベルの総合的なエネルギー政策の必要性が認識されるようになった。そのため、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体がヨーロッパ経済共同体(EEC)やヨーロッパ原子力共同体(EURATOM)と合同で組織した検討委員会は、1962年から共通エネルギー政策の素案を次々と発表する。だが、発展する石油関連産業と斜陽化した石炭産業、それらを利用する電力産業などが加盟国ごとに複雑な利害関係を形成していた。そのため、それらの利害調整は困難をきわめ、具体的な政策を策定するにはいたらなかった。

以上のように、石炭の生産や流通に関する共通政策を確立することは困難であったが、石炭産業からの離職者に対する支援については、最高機関は各国政府と共同で対応策を実施した。具体的には、早期退職者への追加手当の支給、離職者への再就職先の斡旋、職業

訓練費用の支給などを、最高機関はフランス政府と共同で実施し、フランス石炭公社の人員削減を支援した。すなわち、社会政策を通じて加盟国のエネルギー産業の構造転換を促進したのである。さらにそれは、炭鉱を抱える地域の再開発をめざすフランス政府の経済計画に共同体が貢献したことも意味していた。

2 「共同体の炭鉱夫」 —欧州統合初期におけるイタリア人移民労働者問題—

八十田博人（共立女子大学）

表題にある「共同体の移民」とは、ECSC 上級機関（最高機関）労働部長であったイタリア人労組（カトリック労組 CISL）出身のグリゼンティが、1953年にルクセンブルクでイタリア政府（移民供出国）とベルギー政府（移民受入国）の二国間会議を仲介した際に、移民の受け入れに慎重なベルギー政府に対して、この問題が欧州全体に関わる問題だと示唆するために用いた言葉である。グリゼンティは、ECSC 条約ではむしろ限定的な意味が強かった（第 69 条、熟練労働者を想定）「労働力の自由移動」という、ECSC が直接的な政策実行手段を持たない分野において、それでも「調査」権限を盾に関わり、「イタリア人」移民でなく、「共同体」の移民として、より積極的な受け入れが可能にならないかと模索していた。

当時のイタリア人炭坑夫は、ベルギー（特に多く、1951年時点でイタリア人炭坑夫3万2千人）、イギリス、フランスなどの炭坑で劣悪な労働条件で働く、まさに新生欧州共同体の底辺労働者であった。炭坑の少ない自国では労働法上の職業分野として十分確立しておらず、貧しい地域からリクルートされたイタリア人労働者は、未熟練労働者として坑道内の輸送などに従事し、定住化を嫌う受け入れ国からは満足な住居も与えられなかった。

イタリアが労働力の自由移動を積極的に支持したことには、もちろん、自国の余剰労働者を輸出したいという国益を、自由移動という「共同体益」にいわば偽装し主張する戦略があったことは、アラン・ミルワードの大著の執筆協力者でもあるフェデリコ・ロメーロなどの先行研究で明らかである。イタリアに強い連邦主義的な強力な中央機関を求める欧州主義も、むしろ政策実行能力を持つ強力な機関がなければ、このような政策の実施が難しいことを考えれば、国益追求と矛盾しなかったといえる。

それは、欧州共同体の制度史の視点から見れば、欧州共同体が単に共同市場の番人、レフェリーに留まらず、補助金政策などの「政府」的な権能を持っていく契機の一つでもあった。ジャン・モネ周辺には、ECSC の社会的側面の展開を進める動きはあったし、それに呼応したのが、グリゼンティであったし、その出身母体である労組であった。これを利益集団によるロビー活動の視点で見るとも可能だが、専門家、実務家を巻き込んでの、コミットロジーやユーロピアン・ガバナンスの先史として見ることも可能だろう。

いわば、欧州統合で当初から期待された先鋭ではない分野、むしろやむを得ず行っている付随的な施策からも統合の内実が形成されていくのが、欧州統合史の逆説であり、ローマ条約制定から実施過程においても、労働力の自由移動は最も政治的で微妙なテーマの一つであったことは間違いなく、超国家的統合が難しいことの証明となる分野ですらあった。

1956年にベルギーのマルシネル（Marcinelle）炭坑で136人のイタリア人炭坑夫が犠牲（イタリア人以外も125人死亡）になった事故（2001年にイタリア政府はこの事故の起こった8月8日を「海外イタリア人労働犠牲者追悼国家記念日」に指定）は、この時代の象徴的な事件であるが、同時期に制定された欧州労働災害防止協定もこの問題の根本的な解決にはつながらなかったのである。

本報告では、ECSC時代からこの問題の経過を探り、ローマ条約の制定を経てその施行数年間までの、この問題へのイタリア、EEC、各国の対応を検討したい。この作業を通じて、この時代の欧州レベルでの労働（市場）・社会政策の限界を検討するための幾つかのヒントが抽出できよう。

3 共通農業政策（CAP）の発足とその基本的特徴

古内博行（千葉大学）

本報告はEEC下でのCAP形成を考察する視点から、以下の4点にわたりCAP発足時の基本メカニズムとその特徴を明らかにしていきたい。

第1に、堅固な国境調整措置の構想とその確定ならびに共通価格の設定に至る経緯を簡単に概観する。可変輸入課徴金・輸出払戻金を両輪とする国境調整措置が先行的に構想され、次いで穀物（普通小麦）の共通政策価格水準が決定される過程を扱う。

次に、国境調整措置の内容をGATT論議をも射程に入れて説明し、アメリカのウエーバー一条項獲得を参照しながら非関税障壁による独特の国境調整措置にもとづく域内優先原則を取り上げる。さらにEEC6カ国の国家連合プラグマティズムとして展開される所得補償的価格政策の開始を1950年代以降の歴史的文脈において明らかにする。これは一国的農業政策のヨーロッパ的救済を意味し、この間接統制を通じて農業の比較劣位に歯止めがかかる。

第3に、CAP形成において中心的な位置を占める穀物価格政策を検討する。その基本メカニズムは国境調整措置を根幹としつつ、価格安定帯制度が実施されるが、食糧向けに傾斜する内容であった。そのなかで普通小麦の飼料化変質措置やアメリカ産トウモロコシの大量輸入といった制度的難点が孕まれていた実態に言及し、域内優先を唱えながらアメリカとの妥協を含んでいた点を指摘する。穀物価格政策は常にCAP価格政策モデルとして取り上げられるが、実像はそれほど単純ではない。

第4に、EECが目指す関税同盟とCAPの位置関係を再検討し、CAPが農産物域内単一市場を形成していることや最初の共通政策を実現していることに鑑み、CAPは関税同盟をはるかに突き抜けて市場統合と経済同盟にまたがる統合段階を部分的に実現していることを説く。この意味において、CAPはEEC下では異彩を放つ孤高性を帯び、ヨーロッパ経済統合の先駆性を示して自ら聖域化する根拠を有するに至る。発足時における穀物価格政策の制度的不備にもかかわらず、CAPはヨーロッパ統合の象徴として肯定タブーの対象となる。

この結果、CAPの聖域化とともに農業例外主義ともいえるべき農業・農民保護が制度化される。1950年代以来OECDやFAOで問われ続けていたヨーロッパ小農問題の救済のなかで、

極めて高度な政治的判断から生産者農民が「保護の政策化」の対象となる。工業分野においても中小生産者が広範に存在するにもかかわらず、それとの差別化を通じて保護の特権を享受する農業例外主義が確定する。CAP は最近の研究で主張されている「国家支援パラダイム」を極限まで展開したといってよい。これが発足時における CAP の一大特徴となる。農業・農民保護は CAP 聖域化のなかで絶頂期を迎える。それは CAP が農業財政支出の絶えざる膨張から「金食い虫」との厳しい非難に晒されるまでのおよそ 15 年間のことであった。